

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第16号

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年聖籠町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 48,000円

第4条第3項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,5000キロメートル以上 58,000円

第5条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定

により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は同法第10条第1項に規定する採用をされたこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）
- 2 聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年聖籠町条例第10号）附則第7項の規定により読み替えられた聖籠町職員の給与に関する条例（昭和36年聖籠町条例第13号）第10条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で規則で定める額は、26,000円とする。
（聖籠町職員の住居手当に関する規則の一部改正）
- 3 聖籠町職員の住居手当に関する規則（昭和50年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。
第4条中「該当する職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、「同条第2号」を「同条第3号」に改め、「移転等」の次に「（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は同法第10条第1項の規定により採用された職員にあっては、当該復帰又は採用）」を加える。